

## J H F 理事会議事録

日 時： 2020年3月27日(金) 13:00～17:30

場 所： J H F 事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

### 1. 議長・議事録作成人指名

議長： 殿塚裕紀 議事録署名人：出席理事監事全員

### 2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 内田孝也  
スカイプ) 市川 孝 大沢 豊 小林秀彰  
殿塚裕紀 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

欠席【監事】 大森健一

(出席理事7名 今理事会は定足数を満たし成立した)

### 4. 審議事項

#### 審議事項4-1 J H F 更新講習会規程改正案承認について

小林副会長：教員・助教員更新講習会は学科もやりますが、実技も重視していきたいという改定です。前回理事会の指摘を直したのでご承認をお願いします。

内田会長：第7条の「JHF 理事会が認めた場合、専門知識を有する者を講師として派遣することができる」を消した理由は何ですか？

小林副会長：制度委員会の意見で12年間運用していないのであれば今後もない。教員・スクール事業委員長も納得しています。

内田会長：教員検定員をサポートする人はいたはず。12年間一度も使っていないということはない。

小林副会長：現在は教員検定員により更新講習会制度がうまく動いています。更新講習会の講師をするためには研修会を受けていないと出来ません。受けていない方が講師をするのは専門の一部分だけです。教員・助教員更新講習会には外部講師は必要ないということになります。

市川理事：レベルを上げていくということですが、講義内容や実技確認項目は従来と違い細かく作っていくということですか？

小林副会長：教員・スクール事業委員会が作成中で4月1日からの運用を目指しています。上級タンドム検定に基づいてチェックリストが出来ます。

市川理事：項目については理事会で承認をした記憶がありますが、同じように理事会承認ですか？

小林副会長：技能証規程に基づいている部分なので理事会承認は必要ないと思う。

芦川理事：理事会承認が必要になるのではないですか？

安田副会長：規程の範囲内で委員会が決めればよいことです。大まかな規程は理事会で決めることですが、具体的なことは基本的に委員会に任せればよい。

市川理事：講義内容、実技確認項目は更新講習会規程の附則の形で付く。それで規程が成り立つと思います。

小林副会長：周知が必要になることですので、更新対象者に対してはJ H F ウェブサイト等でお知らせをしていきたい。

内田会長：前回審議して、指摘したところが直っていないところがある。

議長（殿塚理事）：では指摘があったところを小林副会長から制度委員会に伝え修正することで、この改定案に賛成の方は挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、小林、安田

市川理事：講義内容と実技チェックリストを附則でつけて欲しいと伝えてください。

#### 審議事項4-2 HG技能証規程改正案承認について

小林副会長：教本の順番に基づいて技能証規程を改定した案が出来て、制度委員会が確認しました。

教本を製本する前に承認をお願いして4月1日施行にしたい。大きなポイントはC証をNP証にする。C証は教員の監視が必要だが、NP証はエリア管理者の許可があれば監視がなくても技能の範囲内でフライトが出来る。ハングB証にはレスキューパラシュートの項目がなかったが高高度になるために入れました。

芦川理事：C証をNP証にすることは決定しており、それに準じて教本を作る。規程の決議ですか？

小林副会長：現在のC証は今後発行せずに4月からNP証に変わります。

大沢理事：現在のC証は申請をすればNP証に移行出来るようになりますか？

内田会長：移行は存在しません。今時点でC証の人はP証受検できます。

芦川理事：C級の人がNP証を欲しい場合は？

議長（殿塚理事）：NP証は教員の監視外で飛べるようになりステップアップになる。C証からNP証へ簡単に移行が出来ると教員管理の整合性も取れなくなります。

芦川理事：教員が検定をしてNP申請をしないといけないということですね。教員管理の元でしか飛ばないのであればC級のままでよい。

内田会長：ハング教本がほぼ出来ているという発言ですが何を確認されましたか？

小林副会長：おおまかには出来ているということです。技能証規程が承認されると規程を元にカリキュラムを進められる。制度を4月1日から施行することを重要と考えました。教本がないと技能証規程を発表出来ないということではない。

議長（殿塚理事）：NP証は追加なので、教本とタイムラグがあってもその間はC証のテストを行う。

小林副会長：出来れば4月からはC証は発行しない。B証の人はNP証を目指す。

議長（殿塚理事）：一時的に規程はあるが教本がない状態になるのですか？

内田会長：本日、技能証規程承認をしても施行日は教本が出来る目処がある時点からとする決議がよい。変更内容の中の上級タンデムについては既に効力はある。

市川理事：最低でも半年か数ヶ月の周知があってから運用されるものなので拙速です。

安田副会長：ハング教員が理解し受検生へ周知徹底が必要です。今日承認をしても運用は6カ月後にした方がよい。教本が完全に完成しなくても事前にNP証の部分だけでも作って周知は出来る。

議長（殿塚理事）：内容については承認をしてよいということでもよろしいですね。では施行日は6カ月後の10月1日にしますか？

内田会長：技能証規程の表紙に決議日が書かれると思いますが、そこを10月1日にする。

安田副会長：理事会決議は本日（3月27日）で附則に付ける施行日が10月1日です。

内田会長：技能証規程は厚い資料なので附則に入れて、表紙は本日だと伝わらない。

大沢理事：2020年3月27日理事会決議が先の日付にしてよいのですか？

小林副会長：表紙の改定3月27日の下に、カッコ書きで施行10月1日と書けばよい。

芦川理事：附則には理事会決議日と施行日は書いてあるので、決議日は今日で施行日を後にすることは可能で問題がない。

議長（殿塚理事）：では施行日はどうしますか？委員会に確認しますか？

小林副会長：施行日については後日にしましょう。

安田副会長：決議はするので10月1日から施行で提案します。

芦川理事：実際に春の学生が飛び始めるのは夏合宿以降で、夏くらいにNP証を取りたい人も出てくるかも知れないので3カ月で7月1日からではどうでしょうか？

議長（殿塚理事）：では施行日は4月からという方は挙手お願いします。0名、

3カ月で7月1日からという方 2名（芦川、小林）、

6カ月で10月1日からという方 4名（市川、内田、大沢、安田）

市川理事：規程の改定は施行日を6カ月後として、教本の進み具合も見て施行日を変える可能性があることは議事録に残す。

大沢理事：教本はかなりのところまで出来ているようで、6カ月あれば教本も出来て周知も出来る。

議長（殿塚理事）：では、技能証規程改正案を10月1日施行日として改正案の内容を承認することで決議します。

**採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。**

**賛成： 芦川、市川、内田、大沢、小林、安田**

### **審議事項4-3 教員・スクール事業委員増員承認について**

小林副会長：委員会からの要望書をご覧いただいていると思います。ご意見をお願いします。

大沢理事：上級タンドム検定会も何度か立ち会いましたが、少ない人数で大変がんばってやってくれています。少しでも作業を分担出来るのでしたら今期特別措置として7名で承認します。

市川理事：前回理事会を欠席したのですが、全員反対でしたか？

小林副会長：私は賛成なのですが議長なので賛成出来ませんでした。議決は全員反対です。

内田会長：前回理事会で来年度予算を作りました。2021年度は次期繰越金がマイナスの予測の財政状況で委員を増やしてよいのかという意見でした。

市川理事：会費値上げをしなければいけない中での増員は会員にとってよくない。その中でまた同じ議案が出るのがおかしい。要望書の最後の行に書かれていることは「要望」ではなくて、「威迫」「強要」で、理事会に対して「失礼」である。

小林副会長：検定会以外で検定に至るまでにはかなりの作業もありました。予算については委員会に伝えています。例えば北海道の方にはなるべくスカイプを使ってもらうこと等も含め、若手の人材育成についても加味して欲しい。最後の文面については委員長に注意しておきました。

安田副会長：教員・スクール事業委員会が今後やっていく教員制度の改革は重要なことなのでここに予算を使うのは認めてあげたい。前回否決した理由は、昔、別の委員会の定員以上のオーバーがあった時に、委員会からどうして認めたのか言われたことがあり、今回は要望書を見て賛成します。

議長（殿塚理事）：現場に出ている人間としても安全が一番だと感じます。ハングパラ振興委員会も普及についても、やはり怪我がないことが重要。怪我をするとその人、その周りの人も辞めてしまうので、そうならない環境作りも重要と結論付けています。普及と安全の両立が必要です。今、安全のためにがんばっていただいているので、ここ2年引き続きがんばっていただかないと、逆にJHFと

して何をやっているのかと取られかねないと思います。

内田会長：基本的には賛成するつもりですが、委員会を掌握していると思った人が上級タンドム検定会は2020年度からは減る方向だと言っていた。委員は定員を増やさなくてもいいということで増員を反対しました。安田さんの言う今年から何か始めるのかという説明を前回されたとは認識していない。若手の育成も聞いていない。委員会と理事会がちぐはぐだ。

大沢理事：今期2年に限りと入れた方がよい。

内田会長：PG競技委員会の臨時増員をして減らせていない、今回限りと入れる効果はある。

安田副会長：任期は2年なので不要だし入れても無駄です。

議長（殿塚理事）：次の任期の教員・スクール事業委員は7名にすることで挙手をお願いします。

**採決の結果、【賛成4 反対2 棄権0】で可決された。**

**賛成： 内田、大沢、小林、安田**

**反対： 芦川、市川**

#### **審議事項4-4 JHF費用支出ガイドについて**

小林副会長：前回の議案に引き続いての案です。監事から課税も必要という意見もありました。財政難でもあるので、この実施時期については財政が安定してからになると思います。

議長（殿塚理事）：将来的にこうなるということを承認するのですか？

小林副会長：費用支出ガイドは理事会で決めた方がよい。

市川理事：委員への支払い額をあげているが、この費用支出ガイド案は出張旅費規程とは違うのですか？なぜ新たに報酬という言葉がでてしているのか？日当ではないのか。公益法人は定款や規程に基づかない支出をしてはいけない。

内田会長：日当は5千円まで。それを超えるのであれば報酬になり源泉徴収が必要になる。

芦川理事：費用支出ガイドと出張旅費規程があるので合わせて見直しをした方がよい。

内田会長：委員長会議の時、制度委員会へ旅費規程と費用支出ガイドを見直して欲しいと話してあります。井上委員からは大枠として日当金額を示した上で依頼して欲しいとのことでした。

小林副会長：この案を資料として制度委員会に渡したいので、税込、税引きを理事会で決めていただきたい。

議長（殿塚理事）：これは妥当かどうかもあるので岩村監事が到着してから続きをします。

岩村監事が到着したので続けます。

小林副会長：日当について課税した方がよいという監事意見がありましたのでこちらの提案です。

岩村監事：報酬になるのであれば定款変更になります。他団体ですが弁護士を外部監事として入れて報酬を払っていましたが、指導が入って定款変更を求められた。1日1万円単価の日当はありません。日当は費用弁償、その人が本来使わないで済んだコストの弁償です。1日2万円は日当ではなく報酬です。私の知っている範囲では日当2万円の公益法人はありません。

小林副会長：それは委員会が講師を務めます。外部講師だと2万円現状で払っています。

岩村監事：外部講師はよいのですが、委員会が交代で講師をするのに2万円はどうか。サンプルだと1日8千円、半日5千円で高い基準で源泉しています。

小林副会長：研修会、講習会ではかなりの負担をかけていること、委員会はその間は仕事を休んで来ていますので、公益法人の中でも何とか答えられないか。委員会は実働部隊で理事会より大変な仕事をしてきています。

岩村監事：それでどのくらいのコストが増えるかシミュレーションをしないと。

小林副会長：受講費、受検費の値上げも含めています。JHFの負担のないように運用していきたいという考え方です。

内田会長：岩村監事に質問です。外部講師に報酬2万円は、最終的にJHFに記録が残りますがJHFの委員や役員に特殊技能があり講習をした場合は外部講師として扱ったことはどうなりますか？

岩村監事：それを業としている人、講師業がメインでない人でもある程度のお金は出せますが、それでも一般から比べたら安い。2時間で10万の所が半額の5万でという話しはあります。業の延長線であれば外部講師としてよいと思う。一般の事業とは違い公益法人であることを加味してください。

安田副会長：上級タンデム検定にしても日本の優秀な方々にやってもらっています。本来は外注をしたらとんでもない費用です。それを内部だからとものすごく格安でやってもらっているのが事実です。そして彼らの仕事の時間を奪ってしまっている。小林さんの報いてあげたいという気持ちは分かりますし、そうしてあげたい気持ちもあります。やり方をもう少し考えましょう。

岩村監事：個別の収支を見積もった上で考えた方がよい。検討したいので時間をいただきたい。

市川理事：個別と言ったって本体会計の公益事業内のことですよね。出張旅費規程と費用支出ガイドがあるので1本化しておかないといけない。金額は別表で書く。申請料については技能証規程の中に入れておかないといけない。講師の講義料か謝金については、一般的には団体で規定を設けているより相場や前例で処理しているところが多い。

議長（殿塚理事）：1本化に関しては制度委員会に整理をしてもらう。審議決議ではなく、整理すべき項目は何か、金額を決めていくという継続協議ということですね。

小林副会長：制度委員会に諮問するのであれば会長名で文章が必要です。

議長（殿塚理事）：では制度委員会に諮問を出すことで終了します。

#### **審議事項4-5 上級タンデム技能証、海外ライセンスの移行承認について**

小林副会長：ニュージーランドのタンデムのコマーシャルライセンスを持つ千田一博氏のJHF上級タンデム技能証への移行承認をお願いしたい。ニュージーランドの規定は日本よりも遥かに厳しい基準であり技術的にも問題がない、教員・スクール事業委員会のアドバイザーでもあった。

芦川理事：上級タンデム検定で実技を受けてもらえばよい。

大沢理事：技能証規程にある他団体の移行措置と同じで理事会承認でよい。

議長（殿塚）：委員会からは同等以上ということで承認が出ていて、スクールとしても参考にさせていただくような方なので検定を受けてもらわなくても他のライセンス移行と同等に扱ってよいと思う。

安田副会長：先進国の技術でもあるし認めてよい。

議長（殿塚理事）：では千田氏の上級タンデム技能証への移行承認について挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成5 反対1 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、小林、安田

反対： 芦川

小林副会長：今後について、海外で明らかにプロのタンデムライセンスと認められる方については、委員会の承認があったら通常移行措置でよろしいでしょうか？

内田会長：JPAからJHFへの移行措置は特別扱いです。文書理事会の形式は取らずにメールで反対がなければ移行承認となっています。それが流用されるのはおかしい。JPA以外については都度

理事会審議です。

小林副会長：委員会の承認、推薦があれば理事会で認めてよいと思う。

内田会長：技能証規程には書いていません。

## 5. 協議事項

### 協議5-1 HGクラスV世界選手権の開催について

大沢理事：2024年の春にハンググライディング・クラスVと女子世界選手権を茨城県足尾エリアでやりたいということで誘致準備委員会を立ち上げて企画書、予算書を作ったのでお知らせします。今年のフロリダ（USA）の世界選手権で話しを進める予定がコロナウイルスの関係で一時停止になったので詳細はまだありません。問題は補助金をJHFにお願い出来るかです。

内田会長：以前にアジア選手権を四国で開催しましたが、前年にプレ大会を開催して海外からも呼ばないといけない。1年前の費用も作っておいてください。

安田副会長：オリンピックを延期する段階だし、予算がなくて会費値上げをする段階でこういう大会をやるのは難しいと感じます。

大沢理事：企画書にもありますが、世界的に減少傾向の中で世界選手権を開催して振興、発展させたいという主旨なのでお願いしたい。来年のCIVL総会でも改めて話しを進める予定です。

議長（殿塚理事）：協議事項で決議ではないので、その頃までにコロナの騒ぎが収まるとよいですね。

大沢理事：詳しいことはまた報告します。

### 協議5-2 会費値上げについて

小林副会長：会員減少で5年後には5千人を切る危機感があり会費の減少があるが、事業費は削れないので会費値上げが必要となる。事業も活性化を上げて会員を増やす、固定費用は落とせない、委員会も活発に動かないといけない、安全の確保も必要と考えるとJHF規模として年間1万円の会費でも高くないと思う。

大沢理事：飛ばないで会費を払っている人は結構います。値上げをするとその分は減る。

市川理事：20%値上げをしてもそれに伴って20%くらい会員が減っては、最終的には会費収入は落ちると思う。運営が難しいという、こちら側の都合で会費を値上げし20%上がったなら、会員は何が得するか。

小林副会長：安定的にJHFを存続するためにはこのくらいは必要で、収入の8割は会費収入で、フライヤー会員の方々にどういったサービスが出来るか。具体案にしていけないといけない。委員会活動を落とすことはしたくない。事務局のIT化で省力化を図る。基金を取り崩しているのでも値上げは必要です。決算を入れてシミュレーションして事務局担当理事にお願いしたい。

議長（殿塚理事）：どのくらい値上げするか、どこを削減するか。小林副会長から叩き台が出たので、事務局担当理事でご検討いただき、次回の理事会の協議事項でお願いします。

### 協議5-3 東日本大震災義援金について

芦川理事より、会員の方からの東日本大震災の義援金が95,346円ある説明があり、どこに寄付するか等の取り扱いについては事務局と担当理事で検討をして報告する。

#### 協議5-4 委員候補の理事会判断について

小林副会長：制度委員長が数名の委員長と話しをして出た意見書について。理事会では否認となりましたが、篠塚氏は有能で他団体とのパイプ役にもなれるのではないかとということです。現在は役員選任実行委員です。よい人材です。

内田会長：先ほどの教員・スクール事業委員会増員についての議題で、3月5日理事会で委員会の主旨が理事会に伝わらなかった反省を言っていますが、この資料は午前中に突然来ました。どういことでしょうか。

議長（殿塚理事）：篠塚氏が立候補していたのは、補助動力委員会、ハングパラ振興委員会でした。どちらも定員オーバーになるので、篠塚氏を入れるとどなたかに辞めてもらうことになるというので、委員長が認めればオブザーバーとして参加していただいたらどうかと妥協案だったと思うのですが。私は篠塚氏がJPMAだからだということではないと認識していました。

内田会長：JHF委員になってもらうのは相応しくないと決まったはずですが。JPMAの事務局長で職員なのが理由です。

小林副会長：定員オーバーではなく空きがあってもJHF委員にはなれないということですか？

内田会長：そうです。

小林副会長：JPMAとは仲良くしたいので交流を深めたいと思います。

芦川理事：それは委員にするかどうかとは別です。

議長（殿塚理事）：JPMAだからJHFの活動に参加出来ないということですが、私はオブザーバーとして参加していただくこととと思っていました。JPMAなので委員には参加出来ないという理事の方は？ 3名（芦川、内田、大沢）

市川理事：私はこの方をよく知らないので保留です。

議長（殿塚理事）：市川さんはJPMA事務局が入ることについては違和感ありますか？

市川理事：私自身は違和感ありません。

小林副会長：最初からJPAでもJPMAでもJHFの登録がされていれば誰でもよいと思います。

議長（殿塚理事）：今、話しが聞ける理事だと3名がご遠慮いただきたい、私と小林さんはよい、市川さんが保留。では、承認決議ではありませんが反対になる。

芦川理事：3月5日では理事会決議として否決されているということです。

岩村監事：一度理事会で決まったことをもう一度出すのはおかしい。一事不再理ができてないと何度も同じ案を繰り返し機能しなくなる。そもそも協議事項に出す意味が分かりません。そもそも理事会では受けてよいのですか？ 制度委員会で議決した話しなのですか？

議長（殿塚理事）：では理事の意見は出ましたので、小林副会長から制度委員長には伝えてください。

岩村監事：オブザーバーで参加していただくのであれば、JPMA事務局長でもあるので守秘義務の分書を交わしてください。

#### 6. 報告事項について 下記が報告された。

##### 6-1 予算実績表

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。（出席理事）

理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子